

平成27年12月7日（月曜日）

午前9時59分開会

会議に付した案件

概要説明

福祉保健部、教育委員会

1. 宮崎県子どもの貧困対策推進計画（案）
について
2. 「親になるための学び」の指導内容と実践
例について
3. みやざき家庭教育サポートプログラムに
ついて

報告・協議事項

1. 政策条例検討会議の結果等について
 2. 次回委員会について
 3. その他
-

出席委員（11人）

委員	長	右松隆央
副委員	長	横田照夫
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		二見康之
委員		清山知憲
委員		太田清海
委員		岩切達哉
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美
委員		有岡浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	桑山秀彦
福祉保健部次長 （福祉担当）	高原みゆき
こども政策局長	椎重明
部参事兼 福祉保健課長	渡邊浩司
国保・援護課長	日高裕次
こども政策課長	川畑充代
こども家庭課長	徳永雅彦

教育委員会

教育次長（総括）	原田幸二
教育次長 （教育政策担当）	川井田和人
総務課長	大西祐二
参事兼財務福利課長	田方浩二
学校政策課長	川越良一
特別支援教育室長	坂元 巖
生涯学習課長	恵利修二
学校政策課長補佐 （振興担当）	黒木 貴

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	押川幸司
政策調査課副主幹	沖米田哲哉

右松委員長 それでは、ただいまから宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、福祉保健部より、宮崎県子どもの貧困対策推進計画（案）について、教育委員会より、「親になるための学び」の指導内容と実践例について、みやざき家庭教育サポートプログラムについて説明を受けたいと思います。

次に、4の報告・協議事項であります。去る11月12日に行われました政策条例検討会議の結果等について御報告させていただいた後に、次回委員会の内容等について御協議いただきたいと思います。

以上のとおりに決定することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

右松委員長 委員会を再開いたします。

本日は、福祉保健部と教育委員会においでいただきました。

では、早速ですが、概要説明をよろしく願いいたします。

桑山福祉保健部長 おはようございます。本日は、お手元にお配りしております資料によりまして、福祉保健部より、宮崎県子どもの貧困対策推進計画（案）について、それから、教育委員会より、「親になるための学び」の指導内容と実践例などについて、それぞれ担当課長から御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

日高国保・援護課長 国保・援護課でございます。

宮崎県子どもの貧困対策推進計画の案につきまして御説明をさせていただきます。

6月のこの委員会で御説明いたしましたとおり、現在、計画の策定作業を進めておりますが、本日は、その計画の案について御説明をさせていただきます。福祉保健部の宮崎のこども対策

特別委員会資料の1ページに計画の概要をお示ししておりますほか、お手元に資料の1として、計画案の概要版を、資料の2として、計画案をお配りしております。本日は、資料1の概要版を使用しまして御説明をさせていただきます。

資料1の1ページをお開きください。

第1章、計画策定の趣旨についてでございます。

まず、1、子供の貧困に関する国の動きであります。

我が国の子供の貧困率は、国の調査によりますと16.3%と過去最高を更新しております。また、全国的生活保護世帯の子供の高等学校等進学率は90.8%であり、一般世帯を含む全世帯の進学率の98.6%と比較しますと、約10ポイント低い水準となっております。

このような事情等を背景として、平成25年6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、昨年8月に、国の基本方針等を盛り込んだ子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。

2の県計画についてですが、計画の位置づけとしては、法律の第9条に基づく都道府県計画として策定するものです。

3の計画の期間は、平成28年度から31年度までの4年間としております。

2ページをお開きください。

第2章、本県の子供を取り巻く現状と課題についてでございます。

まず、1、子供の貧困の現状についてです。

2ページに記載しております生活保護世帯の年齢区別の年次推移の棒グラフをごらんください。この棒グラフの一番左側が生活保護世帯の18歳未満の子供の数を示しております。平成19年度の生活保護世帯の18歳未満の子供の数

は1,482人ですが、平成26年度では1,995人となっており、513人の増加となっております。

また、その下の生活保護世帯の子供の進学率についてですが、本県の生活保護世帯の子供の高等学校等進学率は、平成26年度時点で83.3%となっており、一般世帯の98.0%と比較しまして、14.7ポイント低い水準となっております。さらに、大学等への進学率は、生活保護世帯の子供が25.5%となっており、一般世帯の66.9%より41.4ポイント低い水準となっております。

これらの統計データから、本県においても全国と同様の傾向にあることがわかります。

次に、3ページに記載しております性別、学歴別、年齢階層別の相対的貧困率の折れ線グラフをごらんください。このグラフは、平成22年の国民生活基礎調査結果をもとに、性別、学歴別、年齢階層別に相対的貧困率がどのような水準となっているかを整理したデータです。

点線が女性、実線が男性、線の中に丸印があるのが、最終学歴が小学校・中学校卒業の方、三角印があるのが高等学校卒業の方、四角の印があるのが大学以上卒業の方の年齢階層別の貧困率のデータです。このグラフでは、丸印の線が三角や四角印の線より高く推移しております。小学校・中学校卒の場合の貧困率が男女とも全ての年齢階層において、高等学校卒や大学以上卒の場合と比較して高い水準となっていることがわかります。

4ページをお開きください。

2、子供の貧困に関する課題についてです。

県では、ことし3月に、子供の貧困対策を進めるに当たった課題を把握するために、子供の支援に携わる民間団体や関係機関を対象としたアンケート調査を行いました。その調査結果を踏まえ、本県の子供の貧困対策における特に

重要な課題として、1つ目に、保護者の生活・就労支援のさらなる充実、2つ目に、教育の支援の充実、3つ目に、各種支援制度の周知の徹底の3点を整理しております。

5ページをごらんください。

第3章、計画の基本理念・基本方針と指標・目標についてでございます。

まず、1、基本理念についてです。子供は、かけがえのない地域の宝であり、本来その子供たちが自分の可能性を信じて挑戦することにより、未来を切り拓いていけるような社会でなければなりません。しかしながら、第2章の本県の現状で御説明したとおり、現実には子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくありません。これまでには子供の貧困問題について家庭の責任を過度に重く見る考え方が多くありましたが、これからは子供の貧困問題を社会全体で捉え、対策を進めることが極めて重要となります。

以上のことから、計画の基本理念を、すべての子供が生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すとしております。

次に、この基本理念に沿って、本県における対策の目指すべき方向を、2、基本方針に示しております。

本県には、県民性が総じて温かであることや、人や地域の繋がりが残っている地区があることなど、経済的な数値では比較できない優位性があります。また、子供の貧困対策を効果的に実施するためには、行政、県民、関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解した上で連携し、一体的に取り組む必要があります。

以上のことから、計画の基本方針を、温かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民

・関係団体・行政が連携・協力して貧困対策に取り組むとしております。

6ページをお開きください。

3、子供の貧困に関する指標・目標についてです。

子供の貧困に関する指標についてですが、国の大綱で示された25の項目の指標のうち、都道府県ごとの数値が把握できる19項目を指標として設定することといたします。それぞれの項目と本県の現状値は、7ページから8ページの表に記載しているとおりでございます。

9ページをお開きください。

計画において目指す目標についてですが、本県では、19項目の全ての指標を改善することを目標として取り組むこととします。さらに、貧困の世代間連鎖の解消のために、特に重要な項目について数値目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

数値目標の具体的な項目についてですが、まず、第1章の本県の現状で御説明したとおり、生活保護世帯の子供の進学率が一般世帯と比較して低い状況で、中学校卒業の場合、高等学校卒業や大学以上卒業の場合と比較して、将来、貧困状態に至るリスクが高くなっていることから、生活保護世帯の子供が高等学校等へ進学し、卒業することが重要と考えられます。このため、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率・中退率について数値目標を設定いたします。

次に、学校や子供が抱える貧困を含めたさまざまな問題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーの果たす役割が大きいことから、スクールソーシャルワーカーが対応した事案の解消率について数値目標を設定します。

さらに、第2章の本県の課題で御説明したとおり、各種支援制度の周知徹底が本県の課題の

一つではありますが、市町村が実施する就学援助制度の内容が支援を必要とする人に確実に伝わり、活用できるように努める必要があることから、就学援助制度の周知状況について数値目標を設定します。

10ページをお開きください。

それぞれの数値目標について御説明します。

まず、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率については、目標年度の平成31年度までに現状値を約10ポイント上昇させ、高等学校等中退率については、現状値から約5ポイント減少させることを目指して、それぞれ93.0%、2.0%とします。

次に、スクールソーシャルワーカーが当該年度に対応した事案解消率については、目標年度までに対応した事案の50%を解消することを目指します。

就学援助制度に関する周知状況については、目標年度まで引き続き、全ての市町村において毎年度の手続開始までに制度の周知を行うことといたします。

11ページをごらんください。

第4章、指標の改善に向けた取り組みについてでございます。

施策の体系であります。計画の基本理念、基本方針のもと、貧困対策の4つの柱として、1、保護者に対する生活・就労支援、2、教育の支援、3、生活の支援、4、経済的支援とし、各種施策に取り組むこととしております。

主な取組について御説明いたします。

12ページをお開きください。

1、保護者に対する生活・就労支援の1つ目の項目ですが、生活困窮者に対し、自立に向けた相談対応や就労に向けた準備の支援など、課題に応じたきめ細やかな支援を社会福祉協議会

などの関係機関と連携して包括的に行うこととします。

13ページをごらんください。

教育の支援の2つ目の項目ですが、学校や子供が抱える貧困を含めたさまざまな問題の解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用し、各学校の相談体制の充実を図ることとします。

15ページをお開きください。

3、生活の支援の1つ目の項目ですが、福祉事務所や学校等の教育関係機関、子供の支援に携わる民間団体等が連携し、地域の実情に応じた対策の情報を共有したり、相談・支援の充実を図るために地域を基盤とした子供の貧困対策会議を開催し、地域におけるネットワークの構築を図ることといたします。

17ページをお開きください。

経済的支援の1つ目から3つ目の項目についてですが、ひとり親世帯の子供に対する児童扶養手当や中学校修了前の児童を養育している方に対する児童手当の支給のほか、生活保護世帯等の子供が認定こども園などを利用する際に、保護者が支払うべき給食費、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の一部を補助することとしております。

18ページをお開きください。

第5章、実態を踏まえた計画の推進についてでございます。

まず、1、計画の推進体制と関係者の役割についてです。

計画の推進体制では、対策を効果的に実施するために、行政、県民、関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解した上で、一体的に取り組むことが重要となりますので、関係者が連携するために必要なネットワークを構築し、地域

の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

関係者の役割については、まず、県の役割として、子供の貧困対策に関連するさまざまな関係者の取組が効果的に実施されるよう、県全体の総合調整を行いつつ、関係者と協働して取り組みを実施します。

市町村は、支援を必要とする子供に関する情報等の実態把握に努め、児童相談所や福祉事務所、学校などの関係機関と連携して、地域の課題や必要な施策を検討し、各種施策に取り組むことが求められます。

県民、民間団体は、県や市町村等が実施する各種施策に協力することや、地域の子供や家庭に気を配り、子供の様子に変化を感じた場合は、関係機関へ連絡することなどが求められます。

19ページをごらんください。

3、計画の進捗管理についてですが、毎年、宮崎県子どもの貧困対策協議会において、計画の進捗状況について点検・評価をしていただき、計画の推進を図ります。そして、社会経済情勢の変化を踏まえた国の大綱の見直しに合わせ、計画についても必要に応じて見直しを検討することとしております。

恐れ入りますが、特別委員会資料の1ページをお開きください。

一番下の4、今後のスケジュールについてであります。あさって、12月9日からパブリックコメントを実施いたしまして、その後、第4四半期に、宮崎県子どもの貧困対策協議会で計画案を検討していただき、最終案を2月定例県議会に議案として提出したいと考えております。

宮崎県子どもの貧困対策推進計画の案につきましては以上であります。

川越学校政策課長 教育委員会資料の1ページ

ジをお開きください。

、「親になるための学び」の指導内容と実践例について御説明いたします。

1、学習指導要領に基づく主な指導内容では、親になるための学びとして、評価等の指導において、どのような内容を取り扱っているのかを一覧化したところであります。

表の一番左の枠の生活科の欄をごらんください。生活科は、現在、小学校1、2年生で指導しており、その中で、自分の今までの成長を振り返る中で、父母、祖父母など、これまでの自分の成長を支えてくれた人々への感謝や、これからの成長への願いをもって意欲的な生活を送ろうとする意識を育てる指導を進めております。

同じく2段目の家庭科におきましては、小学校にありますように、自分の成長と家庭生活、家族の大切さについての気づき、では、家庭には自分の家族や生活を支える仕事があることへの理解、では、家族との触れ合いや団らんの大切さ、近隣の人々とのかかわりの大切さの理解について学習しております。

中学校につきましては、小学校での学習をもとに、の自分の成長と家族や家庭生活とのかかわりや、の家庭生活と地域とのかかわりなどについて深く学習するとともに、の幼児との触れ合いを通して子供が育つ環境としての家族の役割等についても学習しているところです。

高校につきましては、の男女が協力して家庭を築くことの意義や重要性や、の乳幼児の心身の発達を学習するとともに、の実際に親になる立場から子供の発達のための親や家族の役割など、学習しています。さらに、の保育環境の課題や児童福祉の理念についても学びます。

次に、道徳の時間について説明いたします。

道徳では、小学校及び中学校において、父母、祖父母への敬愛の情を養うことを中心に、学年の発達の段階に応じて、例えば、小学校の1、2年生である低学年では、家の手伝いを積極的に行うことや、その欄の右端に載せてあります中学校では、家族の一員としての自覚を持った家庭生活を築くことについて学習しているところです。

次に、その下の学級活動・ホームルーム活動の欄をごらんください。小中学校における学級活動や、高校のホームルーム活動では、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりを進めるため、望ましい人間関係づくりや男女相互の理解と協力などの内容を指導しているところです。

一番下の欄、総合的な学習の時間をごらんください。総合的な学習の時間は、児童生徒に対して自己の生き方を考えさせるため、横断的、総合的な学習や探究的な学習を各学校が独自に計画、実施しております。このため全ての学校が同じプログラムとはなっておりませんが、多くの中学校や高校で職場体験活動やインターシップを幼稚園や保育所等で実施し、幼児との触れ合いを通して、子供の育つ環境を理解する取り組みを進めております。

また、県立高校の全ての2年生を対象に、生徒が親になったときに子育てに必要な生活資金の運用についてシミュレーションする内容を盛り込んだ、ライフプランナーによる将来設計を考える授業を実施しているところです。

2ページをごらんください。ここからは、小中学校、高校の実践例であります。

(1) 小学校道徳におきましては、アのねらいにありますように、父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる

うとする態度を育てるといふ、いわゆる家族愛を狙いとして、読み物資料、ブラッドレーの請求書を使って学習を進めていきます。

読み物資料の概要について説明いたします。イをごらんください。

主人公は、母親に対して、自分がしているお手伝いの見返りに小遣いを請求します。母親は、その請求書を見て悲しく感じながらも、主人公の要求どおりに小遣いと母からの請求書を渡します。それには、主人公に対する病気の看病代0ドル、食事代と部屋代0ドルなど記述されており、それを見た主人公は、自分のしたことを反省し、母親にお金を返し、謝るという内容がありますが、ウの展開の学習内容及び活動の欄をごらんください。

1では、家の手伝いの内容を子供たちに尋ねることにより、家族で協力し合うことについて気づかせます。

その後、家族愛について深く考えさせるため、2では、読み物資料を活用いたします。資料を読み終えた後には、の請求書のことがいま、小遣いをもらったときの気持ちや、では、母親から請求書もらったときの気持ちについて考えさせる中で、主人公ブラッドレーのひとりよがりの考えと母親の家族のための無償で行う家事への思いを対比しながら、家族愛について深めていきます。

3では、子供たちが手伝いをしているときの気持ちや考えを振り返ることを通して、今までの自分の生き方を見つめ直します。

4では、現在、国から子供たちに配布されており、私たちの道徳を活用しまして、子供たちが事前に調べた、子供たちが生まれたときの保護者の思いを知らせることで、家族と協力し合って楽しい家庭をつくらうとする意欲を高め

ていきます。

次に、3ページです。中学校の道徳の例を示しております。

ここでは、一冊のノートという読み物資料を活用して、かけがえのない家族の存在に気づき、その一員としてかわり合いながら、充実した家庭生活を築こうとする態度を育てることを狙いとして学習を進めてまいります。

読み物資料の概要につきまして説明いたします。

主人公の僕と同居している物忘れの多くなった祖母は、主人公の教科書押し入れの中に片づけたり、季節外れの服装で町なかを歩いたりするなどの行動や、買い物でも、弟が祖母に頼んだ品物を買って損ねるなど、兄弟の祖母への不満は高まります。そんな中、主人公は父へ祖母のことを相談しますが、父は、祖母は祖母なりに頑張っていることを告げ、家族で温かく見守ってほしいと諭します。しかし、その後の祖母の振る舞いに不満を持つ主人公でありましたが、ある日、祖母の物忘れに関する苦悩や家族への思いが書きつづられた一冊のノートを見つけます。それには、おむつを取りかえていた孫が、今では立派な中学生になった。記憶もだんだん弱くなってしまい、けさも孫に叱られてしまった。自分では気づかないが、他にも迷惑かけているのだろうか。自分では一生懸命やっているつもりなのに。あと10年、いや、せめてあと5年、何とか孫たちの面倒を見なければ。まだまだ老け込むわけにはいかないぞ。しっかりしろ、しっかりしろ。ばあさんや、と書かれてありました。それを読んだ主人公はいたたまれなくなります。外に出てみると庭の片隅でかがみ込んで草取りをしている祖母の姿があり、主人公は黙って祖母と並んで草取りを始めるといふ話で

す。

高齢化の進む現代にあって高齢者の物忘れに関する問題は、どの家庭でも起こり得ることであり、多感な時期の中学生に対しまして家族のきずなを再認識させることができる資料であると考えております。

そこで、展開につきましては、特に2の で、祖母の手紙を読んだ後に、祖母と並んで草取りを始める主人公の気持ちを考えさせる中で、物忘れに苦悩しながら家族のために努力している祖母への思いの変化を考えさせ、かけがえのない家族への存在への気づきや充実した家庭生活を築こうとする意識を高める学習を深めていきます。

4ページをごらんください。高等学校の家庭科についてであります。

ア、単元名は、子供と共に育つであり、イ、目標は、子供の発達と生活、子供の福祉などについて理解し、親の役割と保育の重要性や、地域や社会の果たす役割について認識する、であります。

ウの表に示しております 子供の持っている能力を知る、をはじめ、5つの項目で、全7時間の指導計画による学習を進めていきます。

エ、展開では、 の親になることを考える、の事例を掲載しております。

まず、1では、泣かない、笑わない、感情表現が乏しいなどの特徴を持つサイレントベビーに関する記事を読む、乳幼児期に人間の発達において重要な時期であることを確認します。サイレントベビーとは、下の米印にありますように、赤ちゃんが無表情で、余り泣かない、笑わないといった状態になること。泣いていてもあやさず、語りかけもしない保護者のスキンシップ不足により、泣くのをやめ、構ってもらふこ

とを諦める状態になります。

2では、サイレントベビーにつながる親や家族の行動について、核家族化や少子化など家族形態の変化という社会的背景やインターネットやスマートフォンの普及など生活スタイルの変化にも着目した話し合いを進めてまいります。

3では、話し合いをもとに、親や家族が乳幼児とどのように接することが大切であるか、自分の考えをまとめることで、子供を産み、育てることの意義について考えていきます。

最後になりますが、5ページの中の米印の枠囲みに、高校での家庭科の取組として、授業の一環での保育園実習の実施やボランティアでの乳幼児と触れ合う活動の実施の状況を掲載しております。

説明は以上であります。

恵利生涯学習課長 生涯学習課でございます。

ただいまの資料、6ページをごらんください。

今ほど学校政策課から学校教育の立場で、親になるための学びの授業実践例について説明をいたしました。生涯学習課では、社会教育の立場から地域ぐるみの家庭教育支援に取り組んでおり、その中の一つとして、(2)にあります、みやざき家庭教育サポートプログラムの普及に取り組んでいるところでございます。

まず、家庭教育支援の現状であります。 (1) 家庭教育支援の現状と課題にありますように、現在、家庭の教育力の低下が危惧されており、子育てで悩んでいる親やどう子供を育ててよいかわからない親などが増加しています。

このことから(3)に示したように、地域ぐるみで親を支援するシステムづくりが求められております。そこで、(3)の図の一番左側にありますように、生涯学習課では、本県独自のみやざき家庭教育サポートプログラムを策定しま

した。これは、図の真ん中に示したように、子育てに悩んでいる親を、子育て中の親はもちろん、中高生や祖父母、地域住民など全ての県民が家庭教育を支援する環境づくりを推進するために作成したものであります。

前後いたしますが、(2)にありますように、このプログラムは参加者同士が交流しながら、ともに活動することを通して、家庭教育について具体的に学ぶことができる学習プログラムであります。

このような学習プログラムを普及するために、このプログラムの普及役であるトレーナーを254名養成し、市町村や子供会などの社会教育関係団体、企業との連携を図りながら、中ほどの円の外側にそれぞれ示したように、学校の授業のほか、PTA研修会、公民館講座、高齢者学級に派遣しているところであります。このような流れをつくり、図の右側に示しましたように、地域ぐるみで家庭教育を支援する環境づくりの具現化に努めております。

現在、(4)にプログラムを活用した講座の実績を示しましたが、この中から、これからの親世代向けに、中学生を対象にした学級活動の実践例について説明いたします。

7ページをごらんください。

2は、中学校2年生の学級活動における実践であります。

アの題材名は、家族の一員として、家事・育児は誰の仕事ですか。

イの狙いは、家事や育児についての考え方や、家事や育児の分担の仕方についての話し合いを通して、男女の協力のあり方について考えるであります。

ウの展開では、導入で、家族の一員としてのテーマについて知り、簡単なゲームを行いまし

た。活動 としましては、男は外の仕事、女は内の仕事という考え方について考え、活動 で、どんな家事や育児があるか、また、家事や育児の分担の仕方について考えました。まとめでは、本時のテーマについて振り返りを行っています。

以上で、学校政策課と生涯学習課の説明を終わりましたが、このようなことから、まず、学校政策課につきましては、学習指導要領に基づき、家庭科や道徳等において、児童生徒が自立した大人になるための、必要な親になるための学びの充実に努めてまいります。

また、生涯学習課につきましては、社会教育の立場から、子育て中の親だけでなく、将来、親となる中学生、高校生等に、みやざき家庭教育サポートプログラムの活用を通して子育てに対する心構えや前向きな気持ちを育てるなど、親になるための学びを支援していきたいと考えております。

以上で終わります。

右松委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら御発言をお願いいたします。

清山委員 ありがとうございます。子どもの貧困対策推進計画（案）の6ページと7ページなんですけれども、ここで、指標に関して児童養護施設が4つ並んでいるんですが、左側にその説明として、社会的な養護が必要な子供について云々と書いているんですけれども、社会的養護を必要とする児童の中で家庭的養護と施設養護を受ける2つのパターンがありますけれども、施設養護のほうだけがここは抜き取られて書かれているのがちょっと違和感を覚えたもので、一方で、里親家庭とかファミリーホームのような家庭的養護を受けておられる児童たちがおられて、その子たちも、家庭的な環境では

あっても一般的な家庭よりは大学進学率も低くなっており、さまざまな指標も課題があったり、また、もちろんその中で不調とか、いろいろ課題もある中で、児童養護施設という施設養護の子たちだけがここに抜き出されていることに関しては、どういう考えでつくられたのか、お伺いします。

日高国保・援護課長 この指標につきましては、ここに書いておりますけれど、基本的には国の大綱で25項目が示されておまして、その中で児童養護施設については、4つの指標というのを掲げられていました関係で、県の計画といたしましても、この4つの項目については県の状況が把握できますので、大綱の指標に合わせて児童養護施設だけを掲げているという状況でございます。

清山委員 事情はわかりました。児童養護施設のほうもいろいろと厳しいので、小さな、スモールグループに分けてどんどん分散化していくとか、さまざまな取り組みがありますけれども、やはり少しでも多く家庭的養護のほうにシフトしていかなければいけない、里親委託率を上げなきゃいけないとか、また、施設養護だけではない子供たちもいらっしゃるということをぜひ頭に入れておいていただきたいなと思いました。ここで社会的養護と書いておりながら施設養護だけ抜き出して書いていたので、ちょっと感じました。

次に、ちょっとこれは答弁を求めないんですけれども、貧困計画の対策で、何か後ろのほうに対策がたくさん書かれていますけれども、生活就労支援と教育の支援と生活の支援ということで、それぞれ項目を盛り込んで総合的な対策が書かれているんですが、先日的一般質問でも幾つか出たんですけれども、こういった施策一

つ一つが実際に有効かどうかという、エビデンスという言葉が使われますけれども、2つの事象をそれぞれ統計学的にデザインされた研究で比較して、一つ一つの施策が、実際に実行しなかった場合において有効かどうかを検証して、その検証された結果を根拠として、その施策を実行していくという考え方ですけれども、医療、教育、福祉とかさまざまな分野で使われていますが、福祉の分野においても結構これは、アメリカなんか格差社会なので、非常に貧困対策のエビデンスの蓄積というのはたくさんあって、例えば、ナースファミリーパートナーシップとか、これ貧困家庭全戸、看護師さんが訪問する事業なんですけれども、これなんかは非常に貧困のさまざまな指標を改善させたというエビデンスがあって、恐らくこれをもとにした事業というのがこんにち赤ちゃん事業なのかなと思うんですが、それが似たようなやつです。県内全域ではやっていない、延岡とかはやっていませんけれども。

そうしたものであったり、あとは、アメリカではT P Pとって別なんですけれども、ティーンエージャープレグナンシープリベンションとって10代の妊娠を防ぐと。10代の妊娠が、すなわち子供の貧困に対して、さまざまな指標に因果関係が立証されていて、少しでもそういうティーンエージャーのプレグナンシーを防ぐことをやっていこうということで、このT P Pというプログラムが実際にやられたところ、非常に改善を示したというようなエビデンスもありますし、やはり今後はそうした、本当に何が実際に有効性を示すかというもの、予算も限りがあるので、そういう施策をきちんと選んで取り組んでいただきたいなと感じました。そういう意味で、そういう妊娠とか性教育とか、その

辺に関して余りここでは触れられてないかなとも思いましたし、今後、いろいろと検討していただければと思います。

以上です。

右松委員長 よろしいですか。いいですね。じゃ、次にどなたか。

太田委員 ちょっと確認という意味でさせていただきますが、概要版の10ページのところに、数値目標というのが掲げられています。ここに、概要版の中に掲げられた取組をしますということでこういった数値目標が出ていると思うんですが、1の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率を10%程度上げるのも実は大変なことと思うのですが、例えば、こういうふうにして上げますと言っているのでしょうか。それとも、概要版の中にいろんな周知徹底とかを図るとか、いろんな形で上げていきたいということなのか。10%を上げるために何かこういう取組があるんですか。

日高国保・援護課長 生活保護世帯で高等学校へ進学しないという子供たちの数というのは余り多くはないんですけれど、基本的に生活保護の制度の中で高校に進学できるようなシステムというのはあるわけなんですけど、実際なぜ行かないかということになりますと、ほとんどが不登校というのが問題になっていまして、そういったことに対しまして、やはりケースワーカーが訪問する中で、子供にちゃんと会ったりして、あと、親にも面接して、それでどういったところに問題があるのか、教育委員会のスクールソーシャルワーカーの方々とも連携してから、学校になるべく行かせるような取り組みをしたいと、そういったことで進学率を上げたいというふうに考えているところです。

太田委員 わかりました。

それと、もう一つのほうでは、教育委員会のほうの資料の6ページのところで、ごめんなさい、私、聞き漏らしたかもしれませんが、トレーナーの養成ということで254名、このトレーナーになる人というのはどういう立場の人なんでしょうか。

恵利生涯学習課長 トレーナーの方々でございますけれども、主に地域の方々が多いんですけれども、市町村職員または市町村教育委員会の社会教育指導員の方々または幼稚園や保育園の先生方またはPTA役員や家庭教育学級の担当者など、学校にかかわる方が多いんですけれども、地域の方々もその中に加わっていただいて、養成をしてプログラムの普及に携わっていただいております。

太田委員 余り細かいことを聞いてもいけませんけど、トレーナーになって、例えば、民間の人がいい人だねということで、何か養成講座を受けてなられた場合は、もちろん保険とか報酬とか、そんなのも考えられた上での、これはトレーナーなんですか。

恵利生涯学習課長 ちょっとお待ちいただいでよろしいでしょうか。

確認をさせていただきました。謝金のほうは払っておりますけれども、保険のほうは支給しておりません。

以上です。

太田委員 わかりました。ありがとうございました。

あと、いろいろ皆さんの質問の中で、また考えていきたいと思いますが、私たちも小学校、中学校、高校の、特に卒業式に出たりすると、もう、私たちのころの卒業式というのは歌を歌うのが恥ずかしくて、大声を上げて歌を歌うということはなかったと思うんですが、今の子供

たちは本当にハーモニーを奏でて、見事に表現する卒業式もいっぱい見ってきました。何でこんな子供たちが育っているのに、世の中に出て非行に走るのかなというぐらい、今の学校のほうがもっと子供たちが素直に歌を歌って、卒業をお互い祝ってというのが、私たちのころと違った、物すごくいい感じを受けていつも帰るんですけど、何で世の中がこんなになるのかなと思ったり、例えば、もう余り長く話しません、きょうの事件でも、赤子に覚醒剤を飲ませたというのも、何でそんなになるのという。学校の先生方は本当に子供たちの思いやりの心とか、そういったのを一生懸命教えて、脳の話で言えば、前頭葉をいかに鍛えて思いやりの心とか、いろんな創造性なんていうのを教えておられるんですが、何でこうなるのかなと思ったり、それはもう私どもには謎といたしますか、そんな感じを思うんです。大人になっても、例えば、畜産の人たちなんかは動物の命をいただいて仕事をすること、例えば畜魂碑とか、いわゆる牛、豚の命を弔う碑をつくったりしながらやっている。そういうものが何かどこかでなくなっていくようなところがある。これをどうするのかと思って、ちょっとそこは、せつかく学校で努力されて世の中に子供たちを送り込んでいるんだけど、どっかで問題があって、うまく世の中は回らないのかなと思ったりすると、一般質問の中でも、もう日本という国は成長ができないんだよということの覚悟をした上で、人間的な何かをつくっていったほうがいいんじゃないかというような感じも受けたりした質問もあったものですから。

ということで、そういうところあたり、学校の先生方も悩んでおられるんじゃないかなと思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

川越学校政策課長 学校教育というのは、当然家庭教育の上に成り立っていると、また、社会教育も含めて。そういった中で、昔は無意識のうちに教育をする場面が多かったと思います。例えば、今ありますけれど、少子化でなかったときには兄弟がたくさんおり、地域の人がおって、全ての中で無意識のうちに教育が、これ展開されていたというところがあると思います。ところが、この少子化の中で、非常にコミュニケーションをつくる場面が極めて少なくなっている。いろんな要素が複数重なって今の現状になっているのではないかと思います。そういった現状の中で、学校が果たす役割というものの、そして、先生がやらなきゃいけないもの、教育だけでは非常に難しいというふうに考えているところがあります。今回も福祉関係の行政ともタイアップしながら、教育というものを考えていかなければならないという大きな局面になっているというふうに思っております。

以上です。

太田委員 わかりました。サイレントベビーの話も非常に参考になりました。スマホじゃないけれど、だんだんそういうところに、原因ちゅうことじゃないけれど、一つの問題として捉えていかにやいかんと思ったところです。ありがとうございました。よろしいです。

坂口委員 これ、計画は、実際今後、推進していくことになるわけですけども、財源対策ですよね、これマンパワーの確保といった基本的な部分から、あと具体的な支援もなんですけれども、財源確保の見通しとこの計画の進捗というのは、そこらもしっかり担保されているのか、見通しが立っておられているんですか。新たな財源需要というのがかなり出てきそうな

気がするんですけれど。

日高国保・援護課長 特に、議員がおっしゃられますような担保というところではございませんけれど、国のほうでも子供の貧困対策、非常に重要な施策の一つとして考えているということで、今後、ひとり親対策とか、国のほうでも予算を考えているようでございまして、私たちのほうでも、財政当局のほうにはいろいろ必要に応じて予算を要求していきたいというふうに考えておりまして、そうした計画の進捗管理ということにつきましても御説明いたしましたけれど、子どもの貧困対策協議会というところで点検評価されますので、こういったところで意見を伺ったりしながら、必要な予算については要求していきたいと考えているところであります。

坂口委員 これ、議会側の仕事でもあるんでしょうけれど、これは新たな財源確保をするというか、やりくりの中で、スクラップ・アンド・ビルド的な考え方では、これはちょっと違うと思うんです。だから、そこはしっかり予算というものを、絶対的なものを確保しながらやっていかないと、例えば、今後パブコメをかけられるわけでしょう。そこでどんな意見が上がってくるかわかりませんが、県民まで巻き込んで具体的な数値目標を示してやっていく計画ですから、これが財源の都合でちょっと進捗がおくれたとか、これについてはもうやれなくなったなんてことじゃ、これはもう情けない話だから、財源とセットでなければ、これはいけないと思うんです。だから、ぜひ頑張ってくださいというか、そこんところをしっかりと担保をとってほしいということです。

それとあわせて、その問題のパブコメなんですけれども、最近のあらゆる計画なんかについ

てのパブコメ、あれは、具体的な事業なんかについての県外のをしてみると、ほとんどもうそれに応えてくるというか、レスポンスしてくる人というのがあるかないかぐらいなんです。

今回のこの計画の場合は、専門家はもちろんだけれども、かなりこれ、県民をしっかりと巻き込んで理解を求めるということが、相当これは必要な事業になってくると思うんですけれど、どれぐらいのアクセスというか、パブコメに対しての参入というか、これはどんなぐあいに考えておられますか。これは、今のを見ていると、ただ、作業をやること自体でパブコメを得たという判断をしているような計画が多いんです。そういったパブコメのあり方について、特に支援を必要とする側についてもしっかりとアクセスができていくようにやっていかないとだめなような気がするんですけれども。

日高国保・援護課長 今回のパブコメにつきましては、やり方を特にこうしろとかいうところはないんですけれど、ただ、宮日のほうでも、もう長期間、子供の貧困について連載がありましたし、ほかの大手の新聞でも子供の貧困についてよく取り上げられていますし、テレビとかでも報道されているところから、ある程度はパブコメに反応が通常の計画以上に出てくるのではないかというふうには思っているところです。

坂口委員 そう思うんです。その層が偏ると思うんです。こういった層から積極的に上がってくるけれど、全く空白になっていく層、とりわけ具体的に、じゃその支援を必要としているところとか、それ必要になってくるであろうという層の人たちが、果たしてそれだけの新聞をしっかりと読んだり、さまざまな情報を自分の耳に入れてくる機会はこれまであったかという、甚だそこは心配しなきゃいけない部分だと思う

んです。むしろそこらにやっていかないと、そこが一番基本でなければやっぱりだめなものです。今までの県のパブコメ、ほかのものも、全部調べてください。ゼロとか1とか2です。これはパブコメじゃなくて、今のパブコメというのは、自分らがやることをおさらいとかするための一つの手法としか僕らの感覚ではとれないんです。そこはしっかりやっぱり対応していただきたい。えてして個別のこういった具体的な案件というのは困るよと相談を受けるんだけど、してあげているという姿勢とか、執行部側に。そして、性悪説で唱えているケースというのがあって、相手は本当に傷ついているケースというの僕は憤りを感じている部分もあるんです。だから、強く言っているから、これ、今、考え方だけでも、書き込みの期間を延ばしてもやるんだということ、これ約束していただきたいです。

日高国保・援護課長 今回の計画を策定するに当たりまして、子供の貧困の現状とか課題とかを調べるために、子供の貧困対策に携わっています民間団体からもたくさんのアンケートをとっているところであります。今回のパブコメにつきましては、こういった、実際、貧困に携わっている団体の方たちにも働きかけをしまして、そういったところから本当の現実の声というのを計画に反映されたいと。そういったところはPRして拾い上げていきたいというふうに思っています。

坂口委員 ただ、それには工夫が要ると思うんです。確実にそこから集約されたものが団体の責任において執行部側に入ってくるというものがないと、単なるネットなんかでぱっとやりましたわ、何も来なかったわというんじゃ、それはやっぱりだめだと思うんです。だから、そ

れがしっかりと確実にそこにアクセスをしていって、対象者に対してなしていく。サイド側からの意見だけじゃなくて、受ける側のやり使い勝手のよさというものがなければ全てだめだということを行っているんです。それが今まで欠けている上に、恐らく通常のパブコメのやり方では答えが上がってきませんよということ。それは、県側が我々を、こうやって県民の意見を集約してパブコメまでやりましたという、単なる自己満足あるいはオーソライズとかのための作業にしかになっていない。だから、具体的にしっかり意見が、団体というのは、その団体の満足じゃなくって、自分らがいかに相手側に満足されているかというのが上がってこなきゃだめだということを行っているんです。だから、その工夫をぜひやってほしいと。だから、部長もそのところはしっかり約束してやってほしいです。

桑山福祉保健部長 現在、パブリックコメントという制度が、県が一般に計画の最終段階で意見を聞く仕組みとしてあるわけですが、現行制度の中でできること、マスコミへのそういう広報のお願いであるとか、あるいは各種団体等を通じて、今、こういう意見を求めていますよということ、なるべく広くの方に知っていただく努力をしながら、パブリックコメントがたくさん出てくるよう努力していきたいと思いません。

また、その後も、この問題については、子供貧困問題につきましては、絶えず不断の見直しが必要であると思います。したがって、生活保護関係の県、市町村が取り組んでいるわけですが、それぞれ情報交換、協議等を進めますとともに、ことしから生活困窮者自立支援制度のもと、生活保護に至る前の段階での、貧困

に対する民生委員等を含めた積極的なかわりを求める努力もしております。そういった中で、いろんな問題をまた把握して、また、そういった方々の要望等も把握及び集約しながら、計画に反映する不断の見直しにも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

坂口委員 そのこのところ、すごく大事だと思うんです。やっぱり相談制度というのは、これは、そこに入ってくる前に、まだまだ、ある意味そう労力を使わなくとも、自立に向けてまた上を向いていけるというような視点でやっているという制度だから、これとセットになっていくということは必要だけれど、そこで、えてして僕が耳にしたり、目の当りにしているケースで、性悪説で対応される担当がいるんです。そこで心傷ついて心が折れたら絶対その人は乗ってこないということ。だから、そういうことがないように、なぜそこに至るまで何も相談しなかったかということ、しっかりそこを把握した上でやっていかないとだめだということ、自己満足の施策じゃだめだって、人は救えないということ、最近あった事例で、ここじゃ言わないけれど、かなり僕は頭に来ている部分があるから、これ、しっかり答えてほしいと。だから、パブコメの期間を延ばしてでも何日かしかないから、その人らの意見が的確に上がってくるって、生きた施策になんないやだめです。それを言っているんです。それが欠けるとだめだから、パブコメをしっかりやりなさいということ、もう二、三日後にやって、何日かで終わると説明がないんですかって、それで、同じことを繰り返さないのということ、そのときどうするのかということ。

日高国保・援護課長 パブコメ期間は、一月

は設けておまして、その一月の間も、委員がおっしゃいますように、もし、意見が少ないようでありましたら、それに関係機関とか、部長が申しましたような市町村のほうで生活困窮者の相談窓口とかありますので、いろんなところを通じまして積極的に上げてもらうように、そういった努力はしていきたいというふうに思います。

坂口委員 だから、それをぜひお願いするのと、あらかじめそこに、今まであなた方が対応したケースの中で、裏目に出たようなケースはどういったことが問題だったのかを把握してあげるといことをやらないとだめだということ、を言っているんです。団体が、我々はこのことやりました、こういうことが必要ですって、団体対象のパブコメじゃだめだということ、あくまでも支援を必要としている対象者の方、必要とする人たちの使い勝手のよさというものが出てこないだめだということ、を言っているんです。そういったレスポンスができるパブコメをしなきゃだめだと言っているんです。だから、催促をすれば、そういった関係団体からは何らか上がってくるでしょう。関係団体に何を上げさせるかということ。実際は、やっぱり支援を必要とする人たちからのダイレクトがいいです。でも、それなかなか、そういうチャンス、そういうゆとりはないんです。新聞をゆっくり読んだり、県のホームページを見たりとか。だから、それがいいから、でも、実際に必要なのはそこらの感覚だということ。本当に我々を助けてくれるんだ、かゆいところに手を届けてくれるんだ、そういう施策なんだというものをつくっていかないとだめだということ。それには、今までのパブコメはなっていないですよということ。自己満足の域を出ていないよって、

最近の県のパブコメ。調べてみられないですか。本当の数件とかゼロに近いものです。それを言っている。もう答えはいいです。同じことの繰り返しだから。

右松委員長 ぜひ今の意見をしっかり受けとめていただいてパブコメを進めてください。

丸山委員 7ページから8ページにかけて19項目の指標が出ているんですが、これまでの生活保護中心にも書かれているような気がするんですけども、近年、生活困窮者に自立を支援する法とか、新たな視点が入ったりしてしまっていて、生活保護になる前の形の支援とかいうような指標なんかもあったほうが本来はいいのではないのかなと思っています。国がある程度こういうスキームをつくっているから、それは入れられないということでしょうか。新しく法が施行されたことに伴って宮崎県としてはそういう指標をもう少し入れてもいいんじゃないのかなと思っています。その辺はどのような協議の結果、この19指標になったというふうに理解すればよろしいでしょうか。

日高国保・援護課長 もともと国の大綱で25の指標というのが示されておりまして、基本的にはその指標に基づいて考えたんですけど、そのほかに指標として上げられたり、目標として示すものがないかということで、だいたい関係庁内で協議をしたところだったんですけど、この段階では25の指標のうち県で数値が把握できるものを上げて、さらに重要なものについて、そのうちから関係するものを、特に貧困の世代間連鎖といったところに着目しまして、この4つを数値目標として絞って上げたところです。ただ、委員がおっしゃいますような生活困窮者対策、これも非常に私たち、保護者に対する生活・就労支援ということで一番最初に書いてお

るんですけど、生活困窮者は複合的な課題を抱えておりますんで、まさにそういった家庭の問題を解決しないと子供の貧困というのにつなげてくるわけですから、それに非常に力を入れております。これについては、まずは生活困窮者に対する相談件数、これについては伸ばしていこうというふうには考えているところです。そういう意味で、ただ、ここの中では、先ほど申しましたような流れで入れていないという状況でございます。

丸山委員 イメージ的に子供の貧困ということだと思んですが、国保・援護課よりも、子ども政策局とかもう少し連携して出てくるのかなと思ったら、どうしても何か生活保護を中心に考えていらっしゃるんじゃないかなと思っています。その前に、本当、生活保護になる前の対策もしっかり、今、課長のほうから答弁はありましたけれども、何かこの辺が少し薄いような気がしてしまっているものですから、子供をしっかり守っていく、かけがえのない宝だからしっかりやっていくんだということを示すためにはもう少し何か物足りないなというような感じがしているもんですから、何かパブコメでもいろんな意見が出るかもしれません。本当に子供のためにやるのかという点で、何か物足りないような感じがしているもんですから、その辺はテクニク的にもう少しやっていただきたいなと思っておりますし、あと、数値なんかで見たときに、8ページのスクールソーシャルワーカーの小学校の配置率は、14では全国で49.2%と書いてある。宮崎はどうなのか。1校しかなくて、必要に応じて全てに対応しているって、よくわからない。これ何%だということを出したほうが、わかりやすいのではないか。この辺を、少し何かぼかして、宮崎はちゃんと全部やっ

ていますよというような見せ方をしているだけであって、本当の実態はどうかかなと。坂口先生も言われましたけれども、委員も言われましたけれど、今後、予算的にも措置が必要であれば、スクールソーシャルワーカーを、例えば10名なのを年次的にはふやしていきたいという意向があるのであれば、しっかりと明示してやるとかいうことを、教育委員会ともう少し連携して、この辺の数値のあり方を考えないと。10ページには指標で、スクールソーシャルワーカーの34.4%を50%に上げたいと書いているのであれば、絶対マンパワーなり必要だということは想定できますので、その辺の教育委員会との連携といいですか、協議はどの程度やられたのかなというの、少しお伺いしたいと思いますけれど。

日高国保・援護課長 この指標、それから数値目標をつくるに当たっては、もうかなり時間と何回も協議を重ねた結果のものになっていて、確かに、委員がおっしゃいますようなスクールソーシャルワーカーの配置人数とか、国のほうでも取り上げられているんですけど、結局協議した結果ということで、例えば事案の解消については、今、30のところを半分まで上げようということで、問題が大きくなる前に家庭に入っていった問題解決しよう。そういった取り組みをするということで考えているところであります。

川越学校政策課長 まず、スクールカウンセラーにつきまして御説明いたしますが、基本20市町村の小学校に1校、中学校に78校、現在、配置しております。市町村での配置でございますが、この文言にいたしました理由としましては、配置校以外は、中学校につきまして県内は11ブロックに一応分けまして、拠点校として全部

回っているということですが、パーセンテージでいうと配置はしていませんけれども、対応は100%しているというようなことで、100%と書くと全員が配置しているというふうにとられてしまう。そういった誤解を生まないために、若干苦しい表記ですけれども、文言として表記いたしました。

もう一つのスクールソーシャルワーカーに関してですが、現在8名を県のほうで配置しております。教育事務所に配置しております。その解決に当たって、対象事案解消率の目標値50%、10ページでございますが、この根拠としましては、実はスクールソーシャルワーカーというのは、平成22年から26年というふうに、ことしを入れまして6年になりますが、平成24年から25、26がちょうどスクールソーシャルワーカーが定着して、きちっと対応するようになったデータが出ております。この3年間をもとにしまして、3年間の対応件数が1,223件になります。そのうち解決をした件数がございまして、解決した件数が、それぞれ24年が107件、25年が149件、26年が161件と、少しずつ解決している事案がふえてございます。その解決した事案、ちょっと復唱いたしますが、平成24年の解決済みの件数が107件、25年が149件、26年が161件と、解決済みの件数を足したものに、実は好転してそろそろ解決するのではないかとこのを毎年、一応数字として出してしております。解決しないかもしれませんが、好転しそうだという件数を含めて出していた件数が3年間で641件というふうに一応計算しております。そういった関係で、1,223の641件で、大体50%ぐらいは可能な数字というふうに把握して、この数字を出したところでございます。

以上です。

椎こども政策局長 今、委員のほうから、こども政策局のかかわりというお話があったんですが、実際、お話にありました、7ページ以降に指標を挙げていまして、この中で、確かに児童養護施設、そして、ひとり親家庭等の欄がございます。具体的に12ページから17ページには、それぞれの経済的支援、教育面の支援等につきまして、福祉保健部のほうで持っている事業名につきましては全て網羅させていただいておりますので、そういう面では国保と一体となった取組を推進していくということで表現させていただいております。

それから、先ほど清山委員のほうからお話がありました家庭的養護推進計画、これも当然、貧困が絡む問題でございますので、これにつきましては、平成27年から41年までの15年間におきまして、より家庭的養護を推進していくということで、その中で子供たちの自立支援等を、積極的に自立支援に取り組まれるということを言われておりますので、こういう計画を一体となって取り組んでいきたいと考えています。その柱の中で一番大きなのが、ことし3月に策定いたしました、子ども子育て応援プラン、これは全て貧困対策も含めてありますし、家庭的養護推進計画も入っております。一体的に部として、あるいは県全体で子育て応援といいますか、子育て、少子化対策をしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

丸山委員 最後の10ページのところで、指標のところについて、4番です。周知が100%ですと言っている。生活困窮の支援、なかなかそこまで本来の、こういうのがありますよとか知らない方がいらっしゃるというのも実際であり、この100%といいますのは何となく違和感を覚える

ところですよ。いろいろ書いてあるんですが、ちょっと意味がよくわからないもんですから教えていただくとありがたいと思います。

田方財務福利課長 まず、8ページの16、17を見ていただきたいと思うんですけども、その中で、国が調べた結果なんですけれども、就学援助制度に関する周知状況ということで、国のほうでは、この中では進級時あるいは入学時に周知をしたかを調べているわけです。この数値が、実際に全国の数値よりも宮崎県が低いという状況になっておりますが、実は、26年度の結果が出ておまして、26年度は76.9%に両方も上がっております。これ、ある特定の時期だけに周知をしたかという指標ですので、次の10ページの4の中身ですけれども、これが100%になっておりますのは、実際には、今、申し上げました2つの時期だけではなくて、いろんな時期に説明をしております。

市町村においての事業ですので、市町村のほうで就学援助の始まる前までに必ず何らかの形で周知をやっていただいております関係から、これを100%としているわけですけれども、例えば、私たちのほうで市町村の状況を調べております。その中で、例えば小さな村では、各教育委員会とか学校、それから民生委員の方と協議をして、その結果、この家庭はやっぱり貧困の家庭であろうということであれば、家庭訪問等を民生委員の方にさせていただいて就学援助の説明をするなど、そういうきめ細かな説明をさせていただいているということもございまして、この指標としては100%を目指すということで、今現在も何らかの形で説明がしてあるということで100%という結果を出しているというところであります。

丸山委員 何となく周知といいますのは、こ

れ本当は必要な方が知ってるかどうかとなると、なかなか実際は違うような気持ちもあります。例えばインターネットに出していますよとか、回覧板で回しましたよというような周知で、本当にそれでいいのかというのを含めて、何か踏み込んだ形をしてやったほうがいいのではないのかと思っています。その辺はどういう考えなんでしょうか。

田方財務福利課長 今、おっしゃっていただきましたように、制度があってもこれを利用しなくて不利益をこうむるということは、やっぱりあってはならないと思います。おっしゃいますように、周知等、しっかりその制度を利用して不利益がないようにしていくということでは、私たちもそこが一番大事なことだと思っていますので、その面では、やはり各市町村においても、それから学校とよくタイアップをしていただいて子供たちの状況をつかんでいただいておりますので、子供たちの状況に応じて、市町村と学校が一緒になって、そういう人たちの支援が漏れないようにしていく努力をしていただいているところです。また市町村のほうにも漏れないように県のほうからもお願いをしていくということでやっていきたいなと思っています。

丸山委員 今度、教育委員会につくっていただいた、親になるための学びについてなのですが、平成21年からやられていると、もう結構な年数がたち始めているんじゃないかと思っています。我々も支援条例をつくるぐらい、家庭の教育力が落ちているからと感じているんですが、これまでこのような教育をやってみて本当に成果が上がってきつつあると自信を持っていらっしゃるのか。それとも、家庭の教育力がやっぱり落ちているなという認識なもので我々、条例までつくろうとしているものですか、

これまでの学習指導要領に基づく指導のあり方というのは、実際は本当の意味として成果が上がっていると教育委員会もしくは福祉保健部から見たときに、本当にこれで上がってきていると感じられているのか少しお伺いしたいと思っています。すけれども。

川越学校政策課長 それぞれ義務教育、高校、県立高校は特にですけれども、学習指導要領にのっとった授業の展開をしなければならないということになっております。先ほど申し上げましたけれども、学校を支えている社会、そして、家庭というところの部分が非常に今、複雑化、そして多様化をしております。それに対応するための先生たちの仕事というのが、学校内にとどまらず、社会の中にも入っていかなければならない。非常にそれが多忙化を生む一つの原因になっているのではないかと思います。地道にやっていかなければならないところ、それから、先ほどスクールソーシャルワーカーの話もしましたけれども、これこそまさしく、スクールカウンセラーの場合は学校の中でやりますけれども、スクールソーシャルワーカーというのは地域と学校とを結びつけるパイプ役になります。それが今までに余りなかった分野になります。ですから、そういった意味では、学校の中だけではどうしても無理だ。だけど、地域、そして福祉行政ともタイアップしなければならないということを含めまして、両者がやらなきゃいけないということで、徐々にその効果は上がっていかねばならないと思っています。

丸山委員 なかなかそれが、今、やっていらっしゃると思うんですけれども、これまで地域との連携が少し弱かったのか、スクールソーシャルワーカーを含めてしっかりとやっていただいて、本当に家庭教育も含め、低下を招かないよ

うに、何かこれまでの要領じゃなくて、もう一步、できれば教育委員会と福祉保健部が踏み込んで、お互いもう少し協議して、ここを変えたほうがもっといい学びの場になるんじゃないのかというような協議をしていただいているのか。していただきたいと思っているんですが、これまでは学習指導要領に基づいての福祉保健部と教育委員会の意見交換といいますが、こういうふうにやっていますけれども、もう少し変えたほうがいいんじゃないかとかというような協議の場とかは持ったことはないんでしょうか。

川越学校政策課長 協議、いろんな数値目標を出したり、いろんな話し合いをする中では、いろいろ話し合いを持つ機会がございますけれども、今後、先ほど申しましたように、委員がおっしゃったように両者でいろんな角度で話し合いをしながら政策、施策のほうにも反映できる部分については反映できるようにしていきたいと思います。

右松委員長 福祉保健部のほうからは。それを受けて。

日高国保・援護課長 生活困窮者の自立支援制度というのが4月から始まったわけですが、生活困窮者の根拠の中でも、家庭の子供の状況とか十分把握するようと言われておりまして、教育と福祉の連携といいますが、学校現場での問題というのも生活困窮者の自立相談支援機関、そちらのほうと連携をとって、自立相談支援員とスクールソーシャルワーカー、こういったところが情報交換をし合って家庭の問題を解決していくというような、連携していくように国のほうからも通知が出ておりますので、そこは十分、取り組んでいきたいと思っております。

丸山委員 最後にしますが、我々もぜひ、負

の連鎖をとめるためには、教育と福祉が連携しないとでき上がらないと思っていますので、高校の就学率に関しても福祉と教育がしっかり、がっちり組んでいただかないと、数値目標は出したけれども、結局絵に描いた餅になってしまっただけでは、宮崎の本当に宝である子供たちがしっかりと伸びません。これは、教育委員会と福祉保健部の責任ですよね。その後、本当に4年後にどうなるのか、5年後どうなのかというのは、今、しっかり議論をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

有岡委員 生涯学習課のトレーナーの件をちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、254名の方が、それぞれ市役所の職員の方やPTAの方、そういった方がアドバイスとして入れるということですが、例えば、150万円以下の生活年収の方たちがいらっしゃるという今の実態で、例えば、就学支援等を受けた、そういう経験をされた方々にお話をさせていただくようなチャンスをつくるとか、今、頑張っていらっしゃる方、そういう経験のない方からアドバイスよりも、やっぱり経験した方のアドバイスを、トレーナーの方をコーディネート役として、そういった方をもっと活用していただくというか、参加していただくような、そういう仕掛けをしていくことのほうが本当に頑張ろうという人たちに訴える力があるんじゃないかと思うんですが、そういった視点はないのか、お尋ねいたします。

恵利生涯学習課長 先ほども申しましたトレーナーの方々の内訳でございましたけれども、新たに、今、御指摘いただきました。今、困ってらっしゃって、過去に困ってらっしゃって、それを乗り越えて、生活支援を受けながら努力された方の生の声をその講習の中に広げてい

く、そして、力を、また違う方々に与えていくという、そういうサイクルは、地域づくりや地域のきずなづくりの中での家庭教育の支援に当たると思っておりますので、また、そういう方々への啓発やトレーナーへの募集なども工夫していきたいと思っております。

そしてまた、新たなプログラムも、今、20講座ございますけれども、新たにそういうものを加味しながら、今後、新規の内容も盛り込んでいきたいなと思っておりますのでございます。ありがとうございました。

有岡委員 よろしくお願ひします。

もう一点、福祉と教育の連携という視点からお尋ねしたいと思っておりますが、例えば、資料1の10ページに、先ほどから出ておりますが、生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率6.8%を2%にしたいという目標になっており、隣には、一般世帯の1.6%という数字もありますが、中退をした子供たちの追跡調査も必要と感じます。どういった理由で中退に追い込まれたのか、そういった実態等を把握してらっしゃれば教えていただきたいと思っております。

日高国保・援護課長 生活保護世帯の高校中退につきまして、直近の26年度について調査したところなんですけれども、県内で9人、中退者がおりまして、経緯等を聞きますと、目立つのが不登校とか怠学、それからいじめが目立っております。素行不良とかもありまして、そういうところで不登校、いじめ、怠学ということになりますと、ケースワーカー等、教育委員会、スクールソーシャルワーカーの方と連携しての取り組みで、ある程度、中退を防げるんじゃないかと考えているところです。

有岡委員 もう一つ、先ほどの1.6%の数字を大変危惧しております、負の連鎖の原因では

ないかと思うんですが、一般世帯の1.6%、こちら辺の状況も同じなんでしょうか。

川越学校政策課長 平成26年度のデータになりますけれども、中途退学の理由、これ、県立高校です。中途退学の理由につきましては、文科省にデータを出しているんですが、その項目の中には経済的理由、それから学業不振、学校生活・学業不適応、進路変更等の項目がございます。その中で、経済的理由というところで、平成26年、中途退学した生徒の数のデータは1名でございます。中途退学の経済的な理由につきましては、要綱にはこのように書いてあります。理由ですけれども、授業料減免を受けた者、奨学金を受けた者、授業料の滞納があった者の項目について、該当する項目を全て選択するようにとの内容になっている関係で1名というような形になっておりますが、そのほかに学業不振が18名、これ、次のやつが一番多いんですが、学校生活・学業不適応という項目が一番多い、179名でございます。トータルして、平成26年は362名の中途退学者がおります。それ以外にも病気、けが等で1名とか、家庭の事情で9名とか、問題行動等で26名とか、そういうのがございますけれども、一番多いのが学校生活・学業不適応、そして、進路変更、この進路変更と申しますのは、積極的な進路を変更した生徒たちでございます。自分にはこの学校よりも通信制教育課程のほうが合っているという形で、積極的に選んだ生徒たちでございます。そういった方たちの進路変更という形が次に多い結果で出ております。

以上です。

有岡委員 今、お話をする中で、また関連してちょっと質問させていただきませんが、資料の1ページの総合的学習の時間のところで、職場

体験活動で幼児と触れ合うことで喜びを感じ、また、将来の家庭をつくりたいという思いを感じさせるといことだと思えますが、例えば、そういうときに将来のライフワークの話をして、自分は将来こういう家庭をつくりたいんだというきっかけをつくる。そして、そういう思いを持って高校に進学して、自分の思いと自分の思っていたギャップの違いを乗り越えるような、そういう、いわば立志式のような、そういう立志のチャンスをもっと生かさないと、高校に入ってみたら自分に合わなかったというような挫折が、先ほどの360人ですか、多いと。そういう意味では、進路変更してまた頑張っていく方ももちろんいらっしゃるでしょうし、中学生のとき、このチャンスというのをもっと生かすような仕掛けをしていかないと根本的な対策にならないと。この子たちが最終的に進学を諦めて社会人になったときに、やっぱり生活困窮になる可能性が高いということですから、これは、先ほどから真剣にやれという声がありますように、高校に入ってどうしようじゃなくて、もっと義務教育の中で、ここをもう少しこ入れしていかないと、子供たちに伝わっていかないと、子供の思いというのが成就できないと、そういう思いで、ここら辺をもっと学校サイドにも呼びかけて、子供の立志をするとき、このことをもっと力を入れていかれたらいいんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

川越学校政策課長 議員のおっしゃるとおり、高校の段階では、確かにそれに間に合わない生徒たちもいまして、結果、このような形、数字になっているのかなと思います。現在、キャリア教育という言葉で、どう自立した社会人または職業人になっていくのかという視点で、総合的学習の時間を活用しています。小学校、中学

校、高校を含めまして、学力をつけることは非常に大事な点だと思えますけれども、社会と学校教育とのずれが生じているところも多くございます。そういった意味でキャリア教育をインターンシップ、それから体験学習等で学習していくというような性質を持っていておりますので、段階を踏まえて、小学校、中学校、高校を含めまして体系的に学習をさせていくということが必要だと思えます。

有岡委員 ありがとうございます。県立高校2年生のライフプランナーのことを否定しているわけじゃございませんので、ぜひそういった取り組みをよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

河野委員 みやざき家庭教育サポートプログラムで、親学びの場の設定ということで、多くの親が学べるチャンスをとということで乳幼児健診等も入れていただいておりますが、ちょっと内容を確認したいんですけど、乳幼児健診というと、0歳、1.5、3.5健診というのがあると思うんですけども、それぞれの健診の場でのサポートプログラムの特徴的なことがあれば教えていただきたいと思えます。

恵利生涯学習課長 サポートプログラムを御説明をさせていただきますが、小学校下学年の、小さい子供を持つ親向けのプログラムが5つございます。そして、中学年、上学年、中学生というんでしょうか、その上の子供たちに対する親向けのプログラムも5つほどございます。

親子のコミュニケーション、特に、子供のほめ方、叱り方、小さい子供たちから小学校入学、就学児健診でございますので、1年生を前にした子供たちに対しては、子供のほめ方、叱り方をどうすればいいのか、言葉かけはどうすればいいのかというようなプログラムで、3つの小

学校の就学時健診に行かせていただいているところでございます。

申しわけありません。乳幼児健診は、今後、健診の中で機会を見つけてこのプログラムを広げようという計画を立てて啓発を行っておりますが、まだ、私どものプログラムを取り入れて講座をしていただいたところはございません。

以上でございます。

前屋敷委員 子供の貧困対策の推進計画を上げられて、子供の貧困に対する課題というところと4ページですけれども、第1に、保護者の生活・就労支援のさらなる充実が挙げられると。その後には教育の支援だとか、それから、各種制度を周知して使っていくということも挙げられていて、これに基づいて計画も立てられる。また、国の大綱に基づいて立てられるというのはよくわかるんですけれども、保護者の生活、就労支援のところ、国の大綱がどの程度、位置づけているのか。ここの第1に課題が挙げられているように、やっぱり保護者、親の経済的な問題がずっと子供に、ひとり親家庭にとどまらず、経済的な背景というのが本当に大きな要因になっているというのは、ここでも問題視してあるとおりです。ですから、まずは、生活自立支援というものを打ち出されてきているんですけれども、それをどう具体的に進めていくか。そういうものも見えてこない、なかなか子供の貧困対策そのものの抜本的な解決も図られないんじゃないかなというふうに、全体を見て思うところなんです。

となると、商工観光労働部がかかわったりとか、そういう形で計画が練り上げられたものなのかどうか。それと、原点に戻るような形で申しわけないんですけれども、その辺のところも十分配慮される、ベースに置いた上での計画にな

らないと、本当の意味での対策というのは難しいんじゃないかなと。これは、国の政治というか、施策にもかかわってくる問題なので、宮崎県で、地方でどうということもなかなか難しいんでしょうけれど、その辺のところは十分踏まえた上での中身になっていかないと、どうなのかなというふうに、客観的に見てそういうふうな感じを受けましたので、その辺のところを御説明いただけるといいと思います。

日高国保・援護課長 商工観光労働部の就労関係の担当とも十分話を尽くして計画はつくったんですけれども、アンケートの結果の中でも親がしっかり自立して生活できて、仕事を持っているようなのが重要だということで一番最初に持ってきたところなんですけれども、生活保護の関係でしたら就労支援員を配置しておりまして、それでしっかり自立できるサポートをしていくということで、それから、困窮者につきましては、繰り返しになりますけれども、生活困窮者の自立支援制度が始まったところなんですけれども、この中で、自立支援に向けた取り組みと申しますか、相談に応じて、その人によっては自立のためのプログラムをつくってから自立までサポートしていくといったことを考えています。委員のおっしゃるような、ここを商工と連携してどの程度まで、例えば、就労に向けての取り組みができるかとか、課にその話まではしているんですけれども、実際のところ目標というところまではちょっとつながっていないんですが、今ある自立支援に向けた取り組みというのを進めていきたいと思っております。

前屋敷委員 それと、根本的な課題も同時に並行して進めていくというような施策にならないと、なかなか解決には至らないと思いますので、その辺のところは十分認識していただいて

進めていただきたいと思います。

二見委員 先ほど高校中退者の理由についてお話があったんですけれども、その理由というのは、要するに、中途退学する者の理由がそこに記載されるのか。それとも、学校のほうでそういう理由だということをチェックされて出されるのか。どっちなんですか。

川越学校政策課長 いろんな理由を文部科学省のほうで項目別に上げているうち、どれに該当するかというので選ぶというような形になります。

二見委員 それは、誰がですか。

川越学校政策課長 最終的には学校長です。

二見委員 学校長がつけるわけですか。ということは、その前に担任の先生なり、担当の方なりが、そういった人からの話を聞いて、学校長がチェックをつけるということでもいいんですね。

川越学校政策課長 当然、担任、そして、学年主任、そして、生徒指導主事、それを案、案というのは語弊がありますけれども、それを教頭、校長に説明した上で、決裁を受けて、文部科学省に提出する形になります。

二見委員 適切に実施されているんだと思いますけれども、なかなか今の学校の中で、私もちょっと相談を受けた事例を考えますと、これはどの事例に当たるのかなというのもあったりして、生徒自身の考えとしては、学校の先生と合わなかったというのは、それ、要するに学業に不適合だったということになってしまうのかなと思うんですけれども、これ、申しわけないですけれども、それは生徒にも問題があるわけなんですけれども、先生側のほうにも何らかの過失があったのかなという気もしたりしたんです。その辺も、本当の実態を知る上では、果たして

学校側だけの判断で十分なのかなというのはちょっと疑問に思ったんですけれども、それはいかがでしょうか。

川越学校政策課長 例えば、指導において学校の先生の行き過ぎた指導がある分については、適宜学校から報告を受けております。保護者、そして本人となかなか解決に向かわないという場合には、我々のほうからどういったことが背景にあるのかを含めまして指導等に入った上での結果となると報告されております。

二見委員 そういうデータが本当に貴重な判断材料になるので、その辺りをまとめていただければいいと思いますけれども。あと一つ、多分これ大検のことだと思うんですけれども、高等学校卒業程度認定試験というのがありますよね。これは、県内の実施状況としては大体年間どれくらい受けているのですか。

川越学校政策課長 出願者数でございますが、平成27年8月に実施されました第1回が77名、11月に実施されました第2回が80名、大体毎年このような人数でございます。

二見委員 合格率というのわかりますか。

川越学校政策課長 受験の科目が個人によって異なり、教科によって見ていけないといけませんので、その把握はなかなか難しいところがございます。

二見委員 そこに対する県としてののかかわり方というのは何かあるんですか。サポート制度とか何か。

川越学校政策課長 出願の書類は教育委員会に置いてあります。うちのほうに来ていただいて渡す場合もありますけれども。受験をオーガナイズする場合には、朝から受験をして終わりまで、学校政策課のほうで運営をしているところです。

二見委員 わかりました。

太田委員 学校現場では、先生方が社会的な問題に対応しなさいいけないことが多くなって、本来の教育が手薄になるような、そういった議論もあった関係で、この特別委員会でもそういう先生たちの負担感を少しでもなくそうということで、家庭教育支援条例というのを今、つくっているわけです。その中に、実は、国との連携等ということで、必要があれば国に対して要望をしていきたいと思いますということも、条例の中ではうたっていて、これは委員皆さんの合意できて、よかったなと思っているんです。県の計画の中では、そういう国との関係を述べることは基本的にはできないと思いますが、今、前屋敷委員が言われたように、根本的な問題というのも私ども感じる場所があって、例えば、もう今、非正規の労働が4割になったということになると、今から子供たちを世の中に送り出すときに、もう4割程度は非正規のまま行っちゃうよねというような、人を送り出すような世の中というのは何か、また貧困の連鎖を、そのことがつくっていると思ったりもするものですから、これは根本的な問題ということで言うならば、国のいろんな制度も変わってくるといいなということと、安倍首相も最低賃金を1,000円にするとか、そういったところも変わってくるとかあると思います。皆さん方の中では、なかなかそういう国の問題に関して改善を求めるということはできないかもしれませんが、少し世の中が変わってくるといいなという思い、そうすると貧困の問題も大方というか、ある程度解決する部分もあるんじゃないかと思って。私たちの条例のほうもそういう配慮もしながらやっているということも伝えておきたいと思います。根本的な問題ということで部長、何か変わられる

ことありませんか。言いにくいことかもしれませんが。

桑山福祉保健部長 今回の計画の中で、前屋敷委員からもお尋ねがありましたが、保護者に対する生活就労支援というのは、国の大綱の中では一番上に上げてなかった項目でありますけれども、私どもが担当課のほうでいろいろアンケート等をとる中で、貧困の連鎖を断ち切るという観点からは、保護者のそういう生活就労の状況を改善することが大事だという判断で、一番上に担当課のほうで上げていただいているところであります。

それと、詳細な資料2のほうでは、具体的に就労に関して商工観光労働部と連携した取り組みも2つほど掲載しているところでありますが、今後ともそういった観点から、県庁内横断的にいろんな対策に取り組みますとともに、また、いろんな切り口から、決して子供の貧困だけではない、複数の切り口から国に要望することもあるだろうと思います。そういった視点で、必要なことはまた国に要望等をしてまいりたいと思います。

太田委員 よろしいです。

岩切委員 お尋ねします。学校政策課のほうで、スクールソーシャルワーカーの対応が1,223件あって、解決した数字がどうか、好転数がどうということ50%という数字を目指すと、こういうお話がありました。その解決をしたというカウントなり、好転をしたというカウントは、スクールソーシャルワーカー自身が言っているのかどうかの確認させてください。

川越学校政策課長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、教育事務所に配置しております。配置している関係上、スクールソーシャルワーカーが対応した案件につきましては、教

育事務所が把握しております。教育事務所が学校政策課のほうに報告して、解決を見たというケースと、今後、解決が難しい、または解決していきだろうという、好転するだろうというところを判断しまして、先ほど申し上げた解決済み、また、好転というような数字を出したところでございます。

岩切委員 教育事務所が判断をする、教育事務所長とかいう立場で判断してらっしゃるといふ理解でよろしいですか。

川越学校政策課長 そうでございます。

右松委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。

ぜひ、本日、議論した内容を前に進めていただきたいと思います。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

執行部の皆様は、退席していただいて結構です。

午前11時50分休憩

午前11時52分再開

右松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、4の（1）の政策条例検討会議の結果等についてであります。

資料1をごらんください。

去る11月12日に行われました政策条例検討会議におきまして、資料にあります条例要綱（案）を提出し、当委員会における、これまでの議論等を含めて説明をいたしました。

委員のほうからは質疑、意見等は特になく、この条例要綱（案）によりパブリックコメント

を行い、宮崎の子ども対策特別委員会において、引き続き検討を行うようにとの指示をいただいたところであります。

そして、これを受けまして、11月19日から12月21日までパブリックコメントを実施するとともに、関係団体等への文書による意見聴取もあわせて実施しております。パブリックコメント等の結果につきましては、1月の閉会中委員会におきまして御協議いただく予定としております。

以上、御報告させていただきます。

ちょっと暫時休憩します。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

右松委員長 委員会を再開いたします。

次に、（2）の次回委員会についてであります。

次回委員会につきましては、1月29日を行うことを予定しておりますが、前日の1月28日に九州各県議会議員交流セミナーが開催される関係で、次回委員会は、1月29日の午後1時30分から行いたいと考えております。

内容としましては、一つ、パブリックコメント等の結果について、二つ、条例案の決定について、三、報告書（案）についてを協議したいと考えております。

資料2をごらんください。

報告書（案）につきましては、次回委員会で骨子（案）をお示ししたいと考えておりますが、資料2にあります、当委員会でこれまでに行ってきた調査活動を踏まえまして、報告書に記載する県当局への提言等について現時点での御意見をいただけたらと存じます。何かございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

右松委員長 委員会を再開いたします。

岩切委員 子供の貧困の問題が、たくさんの部局にかかわっている問題で総合政策的にやっ
ていかななくてはいけないと。計画案を立てて進
めていく、結果をきちんと把握していく。そし
て、不足するところに対しては、きちっと、さ
らなる御尽力の要請をしていくという役割を担
う場所というものが、県の機構の中にしっかり
と必要ではないかなというふうに感じておりま
すので、そういったことについて、やっぱり委
員会から執行部のほうに御要請していただくの
が適当ではないかと思っています。

右松委員長 一旦、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時59分再開

右松委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

ただいまの御意見等を参考にいたしまして、
骨子案を作成させていただきたいと存じます。

最後になりますが、（３）のその他ございま
すが、委員の皆様から何かございませんでしょ
うか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、次回の委員会は、先
ほど決定いたしましたとおり、1月29日金曜日、
午後1時30分からを予定しております。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたし
ます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

正午閉会